

**『債権法改正 契約条項 見直しの着眼点』(2018. 3. 30 第1刷)
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P35 下から5行目	最も検討を要するのは、 <u>売主</u> が <u>買主</u> に対し、契約不適合を理由に追完に代わる損害賠償請求（一部補填賠償請求）をする場合には・・・	最も検討を要するのは、 <u>買主</u> が <u>売主</u> に対し、契約不適合を理由に追完に代わる損害賠償請求（一部補填賠償請求）をする場合には・・・
P177 11行目	なお、既履行割合に応じた報酬請求は、履行割合型の準委任契約は受託者の帰責事由があっても認められ、完成型準委任、請負型では受託者に帰責事由がない場合に限るとというのが改正民法の基本的ルールである。	なお、既履行割合に応じた報酬請求は、履行割合型の準委任契約は受託者の帰責事由があっても認められ、完成型準委任、請負型では受託者に帰責事由が <u>あっても認められる点は同じだが、可分で利益性がある場合</u> に限るとというのが改正民法の基本的ルールである。
P179 チェックポイント 5行目	履行割合型準委任と請負型は受託者に帰責事由がない場合限り、履行完成型準委任では、受託者に帰責事由があるか否かを問わず報酬請求を認めるとの基本的ルールを踏まえて、現行の規定を見直す。	<u>履行割合型準委任は受託者の帰責事由があっても認められ、履行完成型準委任と請負型は、受託者の帰責事由の有無は問わないが可分で利益が認められる場合に限り報酬請求が認められる</u> との基本的ルールを踏まえて、現行の規定を見直す。